日常生活自立支援事業って何？

認知症高齢者や知的・精神障害者の方々のために安心して暮らせるお手伝いをします。

どんな人が利用できるの？

日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方

どんな援助をしてくれるの？

★福祉サービスの利用援助

○福祉サービスの利用に関する相談・情報提供
○福祉サービスの利用料の支払い手続き
○福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き

★日常的金銭管理サービス

○年金や福祉手当の受領に必要な手続き
○病院への医療費、税金、社会保険料、各種公共料金等への支払い手続き
○生活費に必要な預貯金の出し入れ、また預金の解約の手続き

★書類等の預かりサービス

○銀行の貸金庫等で通帳や印鑑、証書などの大切な書類を保管します。
〈預かることのできるもの〉
預貯金通帳、銀行届出印、実印、証書等
〈預かることのできないもの〉
宝石、骨董品、貴金属など

利用料はいくらかかるの？

※ 預かりサービスのみの利用はできません

援　助　内　容	利　用　料
●福祉サービスの利用援助 ●日常的金銭管理サービス	1 回　1,200 円　生活保護受給者は無料
●書類等の預かりサービス	月額　250 円（年間 3,000 円）

ご相談・問合せ　本部（ TEL 85 －7024）　※ プライバシーに配慮し秘密は厳守します

【生活福祉資金貸付制度】

制度の概要

低所得世帯・障害者世帯または高齢者世帯で他の資金の借入れが困難な世帯に対し、必要に応じた資金貸付を行うとともに、その世帯が経済的な自立等の安定した生活が送れるようにすることを目的に都道府県社協・市町村社協・民生委員が連携して行う福祉の貸付制度です。

基本事項

この制度は、ご本人及びその世帯が経済的に自立した生活を送っていただくことを基本とし、そのうえでなお不足する生活費を資金面と経済的自立に向けた相談に応じることで支援しています。また、貸付を行うにあたっては返済していただく必要があることから、一定の条件を満たしている必要があります。さらに、この制度では生活福祉資金の貸付による経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の安定した生活を取り戻すためにさまざまなお手伝いをしています。

なお、負債の返済のための借入れや、借入れ後の返済できるあてがない場合については基本的に貸付の対象とはなりません。ご相談内容によっては、手続きに時間がかかる場合があります。

※ 貸付の条件や貸付資金の種類などの詳細については、本部 (TEL 85-7024) へお問い合わせ下さい。